

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等さまざまな利害関係者との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方であり、要素別には、・経営監督機能、・企業倫理の確立、・リスクマネジメント、・コンプライアンス、・アカウンタビリティ(説明責任の履行)、・経営効率の向上、から構成されるものと認識しております。この基本的枠組みを踏まえ、株主利益の増大に努めることが、当社の最大の責務であると考えております。

このような認識のもと、当社はコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、平成28年6月24日開催の第13期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。社外取締役による監査・監督機能の強化は、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の持続的な成長と、健全な経営倫理を尊重する企業文化・企業風土の醸成に資するものと考えております。

当社においては、コーポレート・ガバナンスの充実、強化のために、対処すべき課題として「監査機能の強化」「法令遵守の徹底」「IR機能の充実」及び「子会社事業の有機活性化」の4点を掲げております。

これらの課題への取り組みとして、当社の取締役会、監査等委員会のほか、各グループ(監査グループ、経営企画グループ、経理グループ、秘書グループ)の機能の明確化と強化を図り、経営の透明性の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、機関投資家や海外投資家が議決権を行使しやすい環境作りが重要であると認識しております。

今後は、当社の株主構成を踏まえた上で、議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

当社は、後継者の計画を重大な課題であると考えており、今後、取締役会において計画を立案し、実行していくことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社及び当社の子会社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、業務提携や資金調達など、取引の維持・強化による安定した企業運営を目的として、政策保有株式を保有しております。

このうち、貸借対照表計上額が多額のものや、取引の重要性が特に高いものについては、毎年定期的に当社の取締役会でリターンとリスク等を踏まえて中長期的な観点から保有目的、合理性の検証を行います。また、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業と十分な対話を経た上で、政策投資目的で保有する株式の残高を削減していくことを基本方針といたします。

政策保有株式に係る議決権行使については、個々の株式を発行している会社の株主総会の議案ごとに、当社グループの保有方針や発行会社の企業価値の向上の観点から総合的に判断して行っており、企業価値を毀損すると判断するものに対しては反対してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、「役員規程」において、関連当事者間の取引を行う場合は取締役会での審議・決議を要することと定めており、取締役全員にその内容を周知徹底させております。

また、関連当事者間の取引の有無について、取締役全員に対して事後的かつ継続的にチェック出来るよう、毎年度末に「関連当事者取引確認書」の提出を義務付けさせ、漏れが無いよう万全を期しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るため、適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しております。それを実現するため、当社では、法令に基づく開示以外にも、ステークホルダーにとって重要と判断される非財務情報も含めて、当社のホームページや株主通信などにより、外部に開示しております。

(i) 当社の経営理念や経営戦略、中期経営計画を、当社のホームページや株主通信、決算説明会資料等にて開示しております。

(ii) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、当報告書に記載しております。

(iii) 当社は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内におきまして、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成する「報酬委員会(委員長は代表取締役)」において個人別報酬等の内容を検討し、監査等委員でない取締役は取締役会で、監査等委員である取締役は、監査等委員会で決定いたします。なお、報酬体系の概要につきましては、本報告書【取締役報酬関係】に記載のとおりであります。また、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、月例報酬(固定報酬)のみの支給としております。

(iv) 取締役候補の指名につきましては、「役員規程」に基づき、社内外から幅広く候補者を人選し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を代表取締役が推薦し、取締役会の承認を受け、決定しております。

特に独立社外取締役候補の選任にあたっては、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督など、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たせる方を指名しております。

(v) 各取締役候補者の指名理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、純粋持株会社として、子会社の業務執行についての監督を行うとともに、企業集団としての意思統一を図ることを重要な責務としております。

その上で、当社の取締役会は、「職務分掌規程」や「職務権限規程」などによって各取締役の担当する領域を定め、業務執行の決定権限を各取締役に委嘱しており、各取締役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループとしての経営目標の達成に努めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、複数名の社外取締役から構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るべく、平成28年6月24日に監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役3名のうち、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、独立社外取締役候補者を取締役会で審議した上で、選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、当社グループの戦略機能を担う持株会社として、経営ビジョンの策定、経営戦略の企画立案、経営資源の最適配分等を通じて、当社グループ全体の効率的運営を図ることを基本的役割とし、子会社各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有したグループ一体となった経営管理を行っております。

このため、当社の取締役会は、毎月、会社の重要な業務執行その他法定の事項についての決定を行うほか、子会社の代表取締役を取締役会に出席の上、月次業績報告をさせ、子会社の業務執行についての監督を行うとともに、企業集団としての意志の統一を図っております。

取締役会を構成する各取締役に対しては、子会社の事業に精通していることのほか、高度な経営管理能力、純粋持株会社経営に必要な広範な知識、及び強いリーダーシップを求めています。また、独立社外取締役に対しては、多様なステークホルダーの視点を経営監督に取り入れるた

めに、高い独立性とともに、企業経営者としての実績、特定専門分野における深い造詣、法令遵守についての高い見識、財務・会計に関する相当程度の知見等をもって取締役会に参画してもらうことで、透明性の確保と企業価値の公表につなげることをしております。

これらを踏まえた上で、当社の取締役会は、迅速な経営判断ができるよう、員数は14名以内としており、現在は社外取締役2名を含む8名の取締役に構成されております。

【補充原則4-11-2】

当社の社外取締役の他社との兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて、毎年開示を行っております。

社外取締役1名が、当社以外の他の上場会社の社外監査役を兼任しておりますが、他の社外を含む役員は、当社以外の他の上場会社の役員を兼任していません。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会は、平成29年3月から4月にかけて、外部コンサルタントを起用し、社外を含む取締役を対象としたアンケートを行い、取締役会全体の実効性について評価を実施いたしました。その分析・評価結果については、平成29年4月26日開催の取締役会において報告しております。

分析の結果、取締役会の体制、審議事項および運営ならびに取締役会メンバーへの情報提供の各項目について、取締役会の実効性は概ね確保されていると評価しております。

一方、各取締役から、取締役のトレーニング機会の充実についてなど課題が示されたことから、外部講師を招聘し、勉強会を実施いたしました。引き続き、取締役会で議論の上、取締役会の実効性向上に向けた改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役がその役割や責務を実効的に果たすために、就任時及び就任以降も随時、事業や経営等に関する必要な情報や知識を習得する機会の提供を行うとともに、コンプライアンス等に関する社内勉強会を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当取締役を選任するとともに、経営企画室をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催し、代表取締役社長とIR担当取締役が直接経営方針や財務状況等を説明するとともに、その内容を、自社のホームページにて配信しております。

さらに、機関投資家を対象としたスモールミーティングや、個人投資家を対象とした会社説明会も、年に数回開催し、可能な限り、代表取締役が参加し、説明を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田茂	6,030,890	13.43
早崎静子	2,394,520	5.33
永井美代子	2,384,320	5.31
渡部恵美子	2,384,120	5.31
有限会社しげる不動産	2,110,000	4.69
池田シノエ	1,152,520	2.56
東京海上日動火災保険株式会社	1,078,370	2.40
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,049,600	2.33
フランスベッド取引先持株会	782,140	1.74
株式会社三井住友銀行	713,400	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
渡邊文雄	公認会計士													
中村秀一	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊文雄	○	○	<p>同氏は、「当社の取引先又はその出身者」、「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」及び「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。</p> <p>なお、同氏の会社法及び同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡邊公認会計士事務所 所長(特別の関係はありません。) ・フランスベッド株式会社 監査役(当社子会社) ・株式会社TSIホールディングス 社外監査役(特別の関係はありません。) 	<p>当該の社外取締役は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計業務の経験を通して培った幅広い専門知識と見識を当社の監査・監督に活かしていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任いたしております。</p> <p>また、当該の社外取締役は、現在及び過去において一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しており、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として指定しております。</p>

中村秀一	○	○	<p>同氏は、「当社の取引先又はその出身者」、「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」及び「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。</p> <p>なお、同氏の会社法及び同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 医療介護福祉政策研究フォーラム理事長 (特別の関係はありません。) ・学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院教授 (特別の関係はありません。) 	<p>当該の社外取締役は、長年にわたり医療、介護・福祉等に関する厚生労働行政に従事され、豊富な経験と幅広い見識を当社の監査・監督に活かしていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任いたしております。</p> <p>また、当該の社外取締役は、現在及び過去において一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しており、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として指定しております。</p>
------	---	---	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の職務の補助をすべき使用人については、経営企画グループ担当取締役が監査等委員会と協議のうえ、当該使用人の配置を決定するものとする。
- ・当社において監査等委員会の職務を補助する者は、その指揮命令系統、地位及び処遇等について、監査等委員でない取締役からの独立性を担保するために監査等委員会と事前協議を行うこととする。
- ・当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査組織としては、代表取締役社長の直轄部門とする「監査室」(4名)が設置されています。「監査室」においては、法令の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、監査等委員会とも連携しつつ当社各部門及び子会社に対し内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。

監査等委員会による監査が実効的に行われるために、監査等委員会は、監査室から当社各部門及び子会社に関する内部監査の内容について説明を受けるなど、監査室との連携を図っています。また、会計監査人との間で年間監査計画の確認を行うとともに、定期的に会合を開催して、四半期レビュー結果及び期末の会計監査結果の報告を受け、必要に応じて、期中監査ならびに期末監査の場に同席し、都度、報告及び説明を受けるなど相互の連携を図っています。

また、当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会による監査に対する理解を深め、監査等委員会による監査の環境を整備するよう努めており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対し、取締役会その他重要な会議を通じて職務の執行状況の報告を行うとともに、内部監査部門の監査結果を報告すること、監査等委員会からの求めに応じ、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧に供すること、また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、当社グループに著しく重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人による違法または不正な行為を発見したときは、監査等委員会に報告しなければならない旨を定めています。さらに、前記報告事項に加え、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項について、監査等委員会に報告しなければならないことを定めています。

また、内部統制部門との関係につきましては、「1 企業統治の体制 <内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況>」に記載のとおりであり、監査等委員会は、内部統制に携わる経理・財務部門、経営企画部門及び秘書部門に対し、必要に応じて報告及び説明を受けるなど相互の連携を図り、また当社グループの内部統制に関する事項を検討する情報管理委員会には、委員として毎回出席しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員	社内取締役	社外取締役	社外有識者	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	------	-------	-------	-------	--------	---------

			(名)	(名)	(名)	(名)		
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 [更新](#)

役員報酬決定に関する意思決定のガバナンスを強化するうえで、取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数で構成される報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

特記すべき事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#) 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式報酬を導入しております。当該譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象となる取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬枠(年額100百万円以内)の範囲内において、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給いたします。報酬は金銭債権とし、総額100百万円以内でその具体的配分等は、社外取締役が過半数で構成される報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

役員報酬等の内容

平成29年3月期における当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、176,813千円であり、取締役8名に対し168,538千円(うち社外取締役2名16,500千円)、監査役4名に対し8,275千円(うち社外監査役2名3,035千円)であります。

平成29年3月末現在の監査等委員でない取締役は5名、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)であります。なお、当社には使用人兼務取締役はおりませんので、取締役の報酬等の額にも、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬等の額には、当事業年度に役員賞与引当金として費用計上されております下記の金額が含まれております。

取締役(監査等委員を除く) 5名 29,830千円

報酬等の額には、当該事業年度に役員退職慰労引当金として費用計上されております次の金額が含まれております。

取締役(監査等委員を除く) 5名 21,030千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#) あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成29年6月23日開催の第14期定時株主総会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。

〈新たな役員報酬制度の概要〉

イ. 基本的な考え方

- ・役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を目的とする株式報酬制度を導入いたしました。
- ・これにより、株式報酬を付与するために新たに年額100万円以内の報酬額が加わるが、既存の年額320万円の報酬限度額(監査等委員でない取締役分)を100万円減額するため、新たな制度を導入しても、報酬限度額の総額は変わりません。
- ・役位が上位の取締役ほど業績連動報酬の全報酬に占める比率を高めております。
- ・取締役の役位だけでなく、職務内容に応じて、会社業績に対する個々の貢献度が反映される、業績への連動性が高い報酬制度としております。
- ・優秀な人材を惹きつけるとともに、当社の中長期的な企業価値向上に向けてその実力を最大限に発揮しうよう、役員報酬全体の水準を見直しております。
- ・取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数で構成される「報酬委員会」を設置いたしました。

ロ. 新たな役員報酬制度の概要

- ・役員報酬は、月例報酬(固定報酬)、業績連動金銭報酬(短期インセンティブ)、中期業績連動株式報酬(中期インセンティブ報酬)、長期業績連動株式報酬(長期インセンティブ報酬)により構成されます。
- ・月例報酬(固定報酬)の金額は、役位及び職務を反映したものとしております。
- ・業績連動金銭報酬の金額は、原則、連結売上高と連結経常利益の予算達成率及び役員それぞれの役位及び職務の性質に応じて設定された評価項目を基に、予め設定された基準に基づいて、決定いたします。
- ・中期業績連動株式報酬、長期業績連動株式報酬ともに、一定期間継続して当社の株式を保有することを通じて中長期的な観点から持続的に企業価値を向上させるインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることができる「譲渡制限付株式報酬」としております。
- ・中期業績連動株式報酬については、株式の譲渡制限の解除条件を、一定期間継続して当社の取締役を務めること、及び連結自己資本利益率(連結ROE)その他の当社の取締役会が予め設定した業績目標を達成することとしております。なお、継続して取締役を務める期間及び業績目標については、取締役における中長期的な株式保有割合の向上とともに株価向上に向けた強いインセンティブとなるように設定しております。
- ・長期業績連動株式報酬は、一定期間継続して当社の取締役を務めることのみを譲渡制限の解除条件としております。
- ・当社の業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役に、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、月例報酬(固定報酬)のみの支給としております。

【社外取締役のサポート体制】

適宜、関連部署にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会及び監査等委員会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

なお、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制は、参考資料「コーポレート・ガバナンス体制模式図」のとおりとなっています。

イ. 取締役会

取締役会は、迅速な経営判断ができるよう、監査等委員である社外取締役2名を含む8名の取締役に構成しております。取締役会は、毎月、会社の重要な業務執行その他法定の事項についての決定を行うほか、子会社の代表取締役を取締役に出席させた上で、月次業績報告をさせ、子会社の業務執行についての監督を行うとともに、企業集団としての意思の統一を図っております。第14期におきましては、取締役会を17回開催し、重要な業務執行の決定や経営の重要事項についての審議、報告を行いました。

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成し、監査等委員から互選された委員長が議長を務め、月1回、定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

各監査等委員は、内部統制システムを活用した監査を実施するほか、監査等委員会が定めた方針等に従い、取締役等に必要な報告や調査を求め、重要な決裁書類等を閲覧しております。

また、取締役会や情報管理委員会、内部統制委員会等の重要な会議への出席や内部監査室、会計監査人、経営企画室等と連携し、経営に対する監査及び監督機能の強化を図っております。なお、社外取締役2名と当社との間に、取引関係その他の利害関係はなく、両名ともに独立役員に求められる独立性の要件を充足しております。

また、監査等委員である取締役の員数が法令に定める人数を欠くことになる場合に備え、平成29年6月23日開催の第14期定時株主総会において、補欠の監査等委員である社外取締役に渡邊敏氏を選任いたしました。

ハ. 会計監査

当社は会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査には有限責任監査法人トーマツがその任にあっております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題についても随時相談し検討を行っております。

ニ. 弁護士等その他第三者の状況

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要な検討を行っております。

ホ. 業務執行に係る制度・組織

・執行役員制度

当社は業務執行機能を強化するために、執行役員制度を導入しております。当制度は、取締役会において選任された執行役員が取締役会決議に従い、所管業務の強化・拡大を図ることにより、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築を目指すものです。

・情報管理委員会

当社は持株会社であることから、子会社の事業活動を支配・管理することがその目的とされております。この目的を果たすためには、当社及び当社グループにおける一元化した情報管理体制の構築を図ることが必要であり、会社情報(子会社情報を含む)の収集、管理・統制を行う機関として、「情報管理委員会」を設置しています。当委員会委員長には、当社取締役(証券取引所情報取扱責任者兼務)が現在その任に当たり、当社各室長、子会社管理部門長が委員に選任されています。当委員会の会議は、予め定められた議題について討議する定例会議(月1回開催)と緊急・突発的な発生事象に対応する特別会議から構成され、その活動内容は、会社情報の収集、管理・統制に加え、リスク管理、コンプライアンス

等の内部統制に関する事項の検討を行い、当社グループ会社間において横断的かつ効率的に、適時開示体制とコーポレート・ガバナンスとの一体化した整備の推進を図っています。なお、当委員会の活動内容は毎月の取締役会での報告事項とされており、第14期におきましては、12回開催されました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、継続的な企業価値向上のため、独立性の確保された監査等委員である社外取締役2名を含む3名から構成される監査等委員会を置く監査等委員会設置会社を採用しております。

その理由として、監査等委員である取締役の取締役会における議決権の行使及び過半数の社外取締役から構成される監査等委員会の設置により、取締役会の監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実が図れると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	第14期定時株主総会は、平成29年6月23日に開催いたしました。
その他	総会のビジュアル化を行い、ご出席いただいた株主様により分かりやすい総会運営を心がけております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて、「IR基本方針」として公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成17年9月3日 個人投資家向け会社説明会(東京) 平成18年2月18日 個人投資家向け会社説明会(東京) 平成18年9月27日 個人投資家向け会社説明会(大阪) 平成19年3月6日 個人投資家向け会社説明会(福岡) 平成24年3月21日 個人投資家向け会社説明会(東京) 平成26年3月7日 個人投資家向け会社説明会(東京) 平成27年11月19日 個人投資家向け会社説明会(大阪) 平成27年11月20日 個人投資家向け会社説明会(大阪) 平成28年2月8日 個人投資家向け会社説明会(和歌山) 平成28年2月16日 個人投資家向け会社説明会(東京) 平成28年7月5日 個人投資家向け会社説明会(福岡) 平成28年7月6日 個人投資家向け会社説明会(福岡) 平成28年7月22日 個人投資家向け会社説明会(千葉) 平成28年9月14日 個人投資家向け会社説明会(大阪) 平成28年11月11日 個人投資家向け会社説明会(神奈川) 平成29年2月3日 個人投資家向け会社説明会(愛知)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成16年4月21日 会社説明会 平成16年11月25日 平成16年9月期決算並びに中期経営計画説明会 平成17年5月25日 平成17年3月期決算説明会 平成17年11月29日 平成18年3月期中間決算説明会 平成18年5月24日 平成18年3月期決算説明会 平成18年11月17日 平成19年3月期中間決算説明会 平成19年5月21日 平成19年3月期決算説明会 平成19年11月21日 平成20年3月期中間決算説明会 平成20年5月29日 平成20年3月期決算説明会 平成20年11月26日 平成21年3月期第2四半期決算説明会 平成21年5月27日 平成21年3月期決算説明会 平成21年11月27日 平成22年3月期第2四半期決算説明会 平成22年5月28日 平成22年3月期決算説明会 平成22年11月25日 平成23年3月期第2四半期決算説明会 平成23年5月31日 平成23年3月期決算説明会 平成23年11月25日 平成24年3月期第2四半期決算説明会 平成24年5月31日 平成24年3月期決算説明会 平成24年11月28日 平成25年3月期第2四半期決算説明会 平成25年5月31日 平成25年3月期決算説明会 平成25年11月29日 平成26年3月期第2四半期決算説明会 平成26年5月30日 平成26年3月期決算説明会 平成26年11月28日 平成27年3月期第2四半期決算説明会 平成27年5月29日 平成27年3月期決算説明会並びに中期経営計画説明会 平成27年12月1日 平成28年3月期第2四半期決算説明会 平成28年5月31日 平成28年3月期決算説明会 平成28年12月2日 平成29年3月期第2四半期決算説明会 平成29年6月2日 平成29年3月期決算説明会	あり

IR資料のホームページ掲載	<p>有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、決算短信(期末、四半期)、コーポレート・ガバナンス報告書</p> <p>報告書「グッドモーニング通信」</p> <p>アナリスト向け会社説明会プレゼンテーション資料</p>
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR課

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規程において、ステークホルダーの立場の尊重について規定しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社では、ディスクロージャーポリシーについて下記のように定めています。</p> <p>1. 基本方針 当社では、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」及び金融商品取引法などに沿って、情報開示を行っています。また、有価証券上場規程などに該当しない情報についても、投資家や一般の方への情報開示が有益と判断する事柄については、適切な方法により、できる限り迅速かつ公平に開示することを基本としております。 当社は、当基本方針を実効あるものとすべく、情報管理委員会を設置いたしております。情報管理委員会は、会社情報の管理・統制、開示情報の決定(子会社情報を含む)を目的とし、委員長には当社取締役(情報取扱責任者兼務)がその任に当たり、当社各室長、子会社総務部長・管理部長が委員に選任されております。</p> <p>2. 情報の開示方法 有価証券上場規程に該当する情報の開示は、同規程に従い、東京証券取引所への事前説明の後、東京証券取引所の提供する適時開示情報開示システム(TDnet)にて公開します。TDnetにて公開した情報は、速やかに本ホームページに掲載することとしています。なお、PDFファイルやその他ツールの準備の都合上、これら情報の当社ホームページへの掲載がTDnetにおける公開時期より多少遅れることもございます。また、適時開示規則に該当しない情報を開示するに当たっても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法によりできる限り正確かつ公平に当該情報が一般の投資家に伝達されるよう配慮を行っております。したがって、当社の開示情報の確認をされたい場合には、当社ホームページと共にTDnet等他の情報も合わせて参照していただきますようお願いいたします。</p> <p>3. 将来予測について 当社ホームページに掲載されている情報には、フランスベッドホールディングス株式会社及びグループ各社の業績に関する将来予測の記述が含まれております。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものであります。将来の業績は、経営環境の変化などにより、目標と異なる可能性があることにご留意ください。</p>

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

a. 業務運営の基本方針

当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は、以下のとおりとする。

[経営理念]

- ・創造と革新により『豊かさやさしさ』のある暮らしの実現に貢献するヒューマンカンパニーを目指します。
- ・株主価値最大化の追求。付加価値の高い新商品・新サービスを創造します。
- ・経営資源の有効活用を図り、グループの総合力を強化します。

b. 内部統制基本方針決議の内容

イ. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの取締役は、自己に委嘱された職務領域について、法令、定款及びその他の社内規則等(以下「法令等」という。)の遵守体制を構築する権限と責任を有する。
- ・当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が法令等を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するために、企業倫理に関する基本規程である「企業倫理規程」を制定する。特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力については、その排除を明記する。
- ・法令等の遵守に関する事項は、当社経営企画グループが主管し、当社グループ間において横断的かつ効率的に推進するために、情報管理委員会(※)を設置する。
- ・法令等の遵守推進のために、法令等の遵守に関する研修等を実施し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の醸成に努める。
- ・当社グループは、「内部通報規程」を定め、社内において内部通報に関する相談窓口・通報受付窓口を設置する。
- ・使用人は、社内においてコンプライアンス違反行為が生じ、又は生じようとしている事実を知ったときは当窓口に通報(匿名可)しなければならない。
- ・当社グループは、正当な理由なく、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示することを禁止し、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ・個人情報を適切に保護することが当社グループの社会的責務と認識し、個人情報保護に関する基本方針を定め、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。
- ・当社は内部監査組織として、監査室を設置する。監査室は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するために代表取締役社長の直轄部門とし、法令等の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、監査等委員会とも連携しつつ、当社各部門及び子会社に対し内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的に助言・勧告を行う。
- ・当社グループにおける重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要な検討を行う。
- ・会計監査人とは、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題についても随時相談し検討を行う。

ロ. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項については、文書の作成、保存及び破棄を定めた「文書管理規程」に従うものとし、取締役から、これらの文書の閲覧の要請があった場合には、直ちに提出する。
- ・当社の取締役及び使用人の業務上の情報管理については、情報セキュリティに関連する規程を整備するとともに、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループの取締役は、自己に委嘱された職務領域について、当社グループに損失を与えうるリスクの管理のために必要な体制を構築・維持を行う権限と責任を有する。
- ・組織横断的なリスクへの対応は、当社の経営企画グループが主管し、効率的な推進に当たるために、情報管理委員会(※)を設置する。
- ・各部門の所管業務に付随するリスク管理については、当該部門が担当し、個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施等を行う。
- ・当社グループ全体又は経営の根幹に関わる重要事項については、当社の取締役会での審議を経て、対応を決定する。
- ・当社は激甚災害等による被災を想定し、当社グループ全体の事業継続を図るための組織、指揮命令系統等を定めたマニュアルを策定する。緊急事態が発生した場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。

ニ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社グループの取締役会は、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にした上で、業務執行の決定権限を取締役に委嘱している。各取締役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努める。
- ・当社にあっては、経営の意思決定・監督機能を担う取締役会の構成員である取締役が業務執行機能を併せもつところから、業務執行機能を補完強化するために、執行役員制度を導入する。当制度は、取締役会において選任された執行役員が取締役会決議に従い、所管業務の充実強化に積極的に取り組むことにより、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営体制の構築を図るものである。
- ・当社の取締役会は、毎月、当社の重要な業務執行その他法定の事項についての決定を行うほか、取締役会の場における子会社代表取締役による業務執行状況報告等を通じて、子会社の業務執行についての監督を行い、企業集団としての意思の統一を図る。
- ・当社グループの職務執行に係る職務権限及び決裁手続き等については、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に定める。これをもって、当社グループの経営活動における意思決定と実行の迅速化及び責任体制の明確化を図る。「職務権限規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手の上、善良なる管理者の注意義務をもって審査し、当社グループにとって最適と合理的に判断する内容の意思決定を行う。なお、各規程については、随時見直しを行う。
- ・内部監査は、効率性の観点からも実施し、当該内部監査の結果を踏まえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努める。

ホ. 子会社取締役及び使用人の職務執行に係る事項の報告に関する体制

- ・当社は、当社グループの戦略機能を担う持株会社として、経営ビジョンの策定、経営戦略の企画立案、経営資源の最適配分等を通じて、当社グループ全体の効率的運営を図ることを基本的役割とし、子会社各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有したグループ一体となった経営管理を行う。このグループ全体を見据えた経営管理体制の構築を図るために、情報管理委員会(※)を設置する。
- ・当社は、子会社の業務執行に対する監督機能の強化を企図して、当社取締役会における子会社の代表取締役による業績等の業務執行状況報告を義務付けている。併せて、グループ全体又は経営の根幹に関わる重要事項については、当社取締役会での審議を経て、対応を決定することとし、企業集団としての意思の統一を図る。これらの子会社の経営管理に関する事項は、当社の経営企画グループが主管し、その経営管理に関わる基準及び手続き事項は、「関係会社管理規程」に定める。

ヘ. 監査等委員会の職務の補助をすべき使用人に関する事項

・監査等委員会の職務の補助をすべき使用人については、経営企画グループ担当取締役が監査等委員会と協議のうえ、当該使用人の配置を決定するものとする。

ト. 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社において監査等委員会の職務を補助する者は、その指揮命令系統、地位及び処遇等について、監査等委員でない取締役からの独立性を担保するために監査等委員会と事前協議を行うこととする。
- ・当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

チ. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対し、取締役会その他重要な会議を通じて職務の執行状況の報告を行うとともに、内部監査部門の監査結果を報告する。
- ・監査等委員会からの求めに応じ、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧に供する。
- ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しく重大な損失を与える事項が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人による違法若しくは不正な行為を発見したときは、当社の監査等委員会に報告しなければならない。また、これらの者は、前記報告事項に加え、当社の監査等委員会が報告すべきものと定めた事項について、当社の監査等委員会に報告しなければならない。

リ. 監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社グループは、内部情報提供制度に関する規程に従って当社の監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に、いかなる不利な取扱いも行ってはならないものとし、関係する取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守する。

ヌ. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の遂行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

ル. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ・当社の監査等委員会は、監査室から当社各部門及び子会社に関する内部監査の内容について説明を受けるなど、監査室との連携を図っていく。
- ・当社の監査等委員会は、会計監査人との間で年間監査計画の確認を行うとともに、四半期レビュー結果及び期末の監査結果の報告を受ける等、定期的に会合を開催する。さらに、必要に応じて、期中監査並びに期末監査の場に同席し、都度、報告及び説明を受けるなど相互の連携を図る。

(※)「情報管理委員会」の設置

当社は、現在、内部統制に関する事項を検討する機関として、「情報管理委員会」を設置している。当委員会委員長には、当社取締役(証券取引所情報取扱責任者兼務)がその任に当たり、常勤監査等委員、当社各室長、子会社管理部門長が委員に選任されている。当委員会の会議は、予め定められた議題について討議する定例会議(月1回開催)と緊急・突発的な発生事案に対応する特別会議から構成される。その活動内容は、コンプライアンス、リスク管理、情報セキュリティ、人権(セクハラ、パワハラ)、会社情報の管理・統制、開示情報の決定等を検討するほか、子会社からの業績以外の経営情報等の収集に当たっている。当委員会にて取り上げる個々の議題を包括した概念としては、昨今、CSR(企業の社会的責任)活動が注目を集めているが、このCSR活動は「内部統制システム」の整備と不可分の関係にあるところから、当委員会を中核にCSR活動にグループ全体をあげて取り組むことにより、内部統制システムの実効性を高め、当社グループの企業価値の向上に結びつけていくものである。

なお、当委員会の活動内容は毎月の当社の取締役会での報告事項としている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業倫理を確立し、社会の信頼を得ることを目的に制定した「企業倫理規程」において、反社会的勢力の排除を明記しております。

また、暴力団や総会屋等の反社会的勢力からの被害を防止するための指導・情報共有を行っている公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力に関する情報収集にあたっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る基本姿勢

(1) 「企業倫理規程」の制定

近年のコンプライアンス意識の醸成や企業の社会的責任への関心の高まりが顕著な状況にあつては、企業には、中長期的に企業価値の増大を促す手段として、必要最低限の法令遵守を超えた企業倫理を中核とする、より高い行動規範とコンプライアンス体制の整備が求められています。斯かる状況に鑑み、当社はコンプライアンス体制構築のために、その基本規程である「企業倫理規程」を制定しています。この「企業倫理規程」は、会社の行動基準を定め、企業倫理を確立し、社会の信頼を得ることを目的としており、役員及び役職者は、この規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならないことを定めています。当規程では、行動基準のひとつである「企業情報の提供」について、「会社は、取引先、消費者、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供する」ことを定め、ステークホルダーの立場の尊重を明記しています。また、この倫理規程に違反する事案が発生した際には、会社は、社内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果すことも併せて規定しています。

2. 会社情報の適時開示に係る基本姿勢の実践

(1) 情報管理体制

a. 会社情報の適時開示に係る社内規程類の制定

当社は、会社情報の適時開示に係る社内規程類を下記のとおり制定しています。

a-イ. 「インサイダー情報管理規程」の制定

インサイダー情報管理規程は、証券取引の公正性と健全性に貢献し、証券市場における当社の信頼を確保するため、当社の役員及び従業員が業務上取得した内部情報の管理及び自社株式・他社株式等の売買等に際し遵守すべき基本的事項を規定するものであり、適時開示の推進及び内部者取引の未然防止を目的としています。

a-ロ. 「ディスクロージャーポリシー」の制定

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針として「ディスクロージャーポリシー」を制定しています。「ディスクロージャーポリシー」の内容は、「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 2. IRに関する活動状況 c. ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定」に記載のとおりとなっております。

a-ハ. 「関係会社管理規程」の制定

当社は持株会社であるところから、子会社の事業活動を支配・管理することがその目的とされており、この目的を果たすために、子会社の経営管理に係る「関係会社管理規程」を制定し、業績以外の経営情報の収集、また情報取扱いに関する指示・指導を行っています。

b. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社及び当社グループは、会社情報の適時開示体制を下記のとおり構築し、情報の正確性、網羅性、迅速性を確保しております。

b-イ. 取締役会における子会社代表取締役による月次業績報告

当社は、当社取締役会における子会社の代表取締役による業績等の業務執行状況報告を義務付けています。この報告により、業績等の経営情報を収集するとともに、子会社の業務執行に対して、企業集団として意思の統一が図られた監督・指導を実施しています。

b-ロ. 「情報管理委員会」の設置

当社及び当社グループにおける一元化した情報管理体制の構築を図り、前述の「関係会社管理規程」を実効あるものとするべく、会社情報(子会社情報を含む)の収集、管理・統制を行う機関として、「情報管理委員会」を設置しています。

当委員会委員長には、当社取締役(証券取引所情報取扱責任者兼務)がその任に当たり、常勤監査等委員、当社各室長及び子会社管理部門長が委員に選任されています。当委員会の会議は、予め定められた議題について討議する定例会議(月1回開催)と緊急・突発的な発生事案に対応する特別会議から構成され、その活動内容は、会社情報の収集、管理・統制に加え、リスク管理、コンプライアンス等の内部統制に関する事項の検討を行い、当社グループ会社間において横断的かつ効率的に適時開示体制とコーポレート・ガバナンスの一体化した整備の推進を図っています。

なお、当委員会の活動内容は毎月の取締役会での報告事項としています。

(2) 適時開示

上記の情報管理体制により収集した情報は、謂わば適時開示に関連する基礎情報であり、この基礎情報の中から東京証券取引所の定める適時開示の要件を満たす情報の選定は、証券取引所情報取扱責任者(情報管理委員会委員長兼務)の指揮・監督の下、開示すべき情報の種類(「決定事実に関する情報」「発生事実に関する情報」「決算情報」)に応じて担当部門の役職者を関与させることにより行い、開示内容の正確性を期した適時開示に努めています。特に、決算情報や業績に大きな影響を与えることが想定される事象・事案については、重要性の高い財務内容に係る開示にあたるため、経理グループ主計室を中心に、外部の経理専門家の意見を参考に、適法性、正確性を確保しています。また、これら以外の情報についても、当社グループとして開示すべき重要な情報については、積極的に開示しています。

なお、適時開示に関する実務は、経営企画室が執り行い、適時開示情報開示システム(TDnet)にて開示するほか、以後、必要に応じて遅滞なく報道機関への発表(記者会見、記者クラブへの資料投函など)およびその他法令・諸規則の定める開示手続を行っています。また、開示した情報は、すべて当社ホームページにも掲載しています。

(3). 適時開示に係るモニタリング機能

a. 内部監査部門によるモニタリング

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査部門として、内部監査を所管する監査室を設置し、当社グループ全体の内部監査体制の向上を図っています。

監査室は、当社及び子会社各部門の業務執行について、厳正な内部監査を実施し、企業経営の公正性、透明性の確保・向上に努めています。なお、監査室の監査活動状況は毎月の情報管理委員会にて報告されています。

b. 監査等委員会によるモニタリング

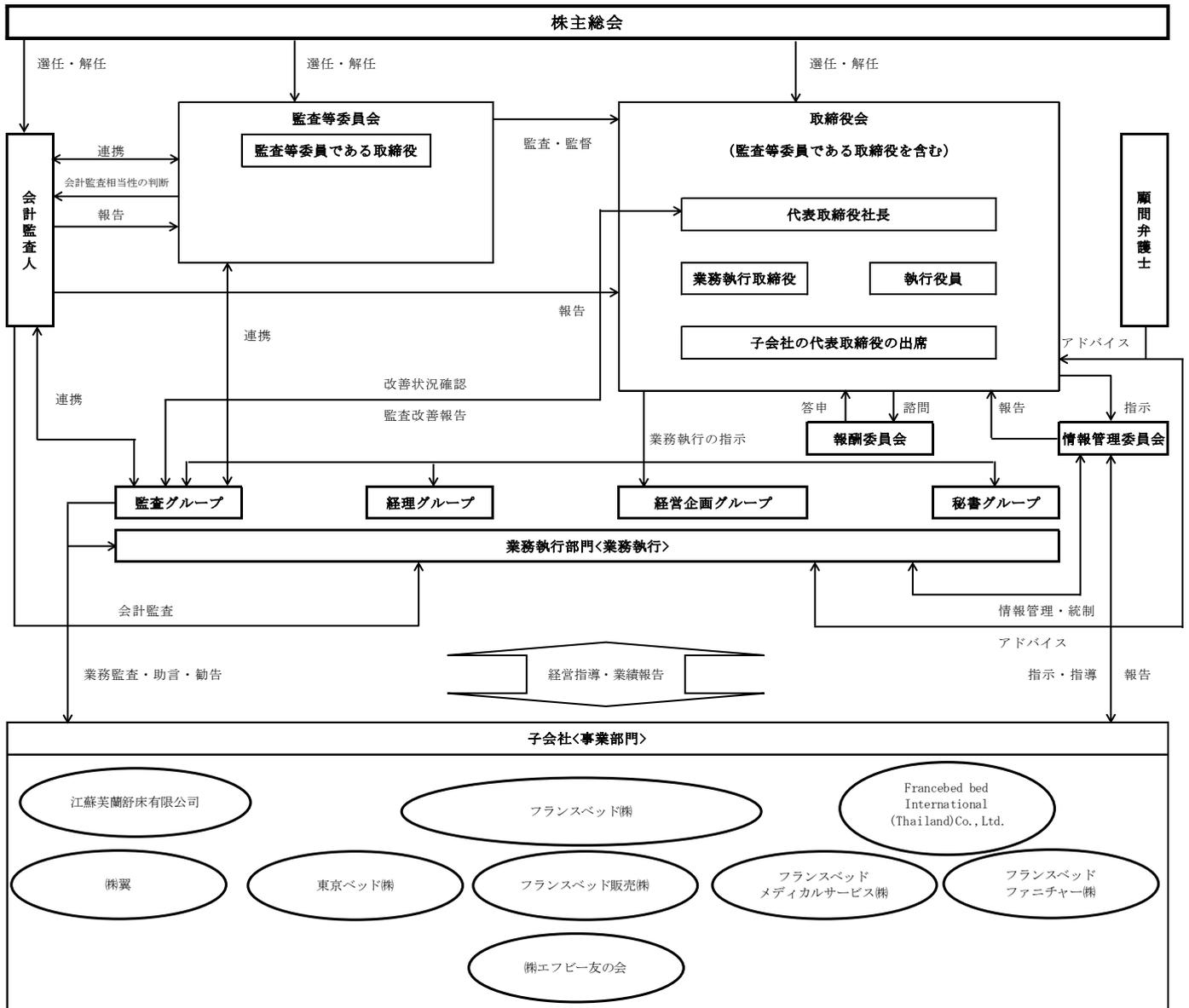
監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況についての報告を受けるとともに、各部門・子会社等の責任者から情報収集を行うことにより、監査を実施しています。この監査等委員会監査の一環として、監査等委員は、開示手続及び内容について、経営者から独立した立場で開示以前にチェックを行っています。特に、決算情報の開示資料については、監査等委員に意見を求め、適正性を確認します。

なお、当社の社外取締役は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(4). 会社情報のフローチャート

当社及び当社グループにおける経営情報のフローは参考資料「フランスベッドホールディングスグループ情報フローチャート」のとおりとなります。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制図】



【参考資料：フランスベッドホールディングスグループ情報フローチャート】

